

分類例規(第1編) 改正の概要(平成18年4月1日 施行予定)

HS 番号	品 目	概 要
第 2102.20 号	単細胞微生物	単細胞微生物(スピルリナ・プラテンシス)を用いた栄養補助食品(タブレット状)は、単細胞微生物として第 21.02 項に分類。
第 3206.11 号	二酸化チタン	少量の化合物を意図的に添加して得られた二酸化チタンは、チタンの酸化物(第 28.23 項)ではなく、顔料として第 32.06 項に分類。
第 3824.90 号	植物用の液状微量 栄養素調製品	微量の窒素及びカリウムが加えられていても、亜鉛、銅及びマンガンの不足した土壌での種子の発芽と成長を助ける調製品は、肥料(第 31.05 項)ではなく第 38.24 項に分類。
第 3824.90 号	バイオディーゼル	バイオディーゼル(植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステルの混合物)は、油脂(第 15.16 項)、石油類(第 27 類)ではなく第 38.24 項に分類。

分類例規(第2編) 改正の概要(平成18年4月1日 施行予定)

	品目	概要
4104.41-1-(1) 4104.49-1-(1)	牛又は馬類のクロムなめしをした皮	分類の明確化のための新設。